

事務連絡
令和2年7月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

保健所の即応体制の整備に向けた看護職の確保の取組について

保健所の体制強化については、既に「保健所の業務継続のための体制整備について（保健師関係団体との連携強化）」（令和2年4月13日付け事務連絡）及び「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）により、保健所の即応体制の整備に向けた保健師の確保に取り組んでいただくようお願いをしているところです。

今般、このことに関連して、地方公共団体における保健師確保の取組が更に進むよう、別添の「新型コロナウイルス感染症対策における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（令和2年7月21日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）を公益社団法人日本看護協会宛てに発出しました。同協会からは、保健所での業務に対応可能な看護職が既に確保できていると聞いておりますので、これらの仕組みを十分に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点は各都道府県ナースセンターにご連絡ください。

別 添

事 務 連 絡
令和2年7月21日

公益社団法人
日本看護協会 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症対策における保健所の即応体制の整備の
ための看護職の確保に向けた取組について（協力依頼）

平素より当省の事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策における保健師の確保につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（令和2年4月13日付け事務連絡）により、貴協会に対して協力依頼をしているところです。また、現在、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）に基づき、各地方公共団体では保健所の即応体制の整備の検討が進められており、保健所におけるコールセンターでの電話相談の対応や積極的疫学調査の電話での聞き取り業務等を行う看護職の確保は急務となっています。

つきましては、保健所における看護職の確保に向け、無料職業紹介事業であるeナースセンターや、平成27年10月に制度化された離職時等の届出制度を活用するなどして、潜在看護職に対し、復職への呼びかけを行って頂くなど、引き続き、貴会の御協力を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県看護協会に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。